（記載上の注意）
1．発行した前払式支払手段で使用可能なすべてのもの（法の施行の日前に新規発行を停止した前払式支払手段を除く。）について貼付すること。
2．前払式支払手段に係る証票等又は当該前払式支払手段と一体となっている書面その他の物を交付しない場合は、当該前払式支払手段の内容を確認できる情報（法第13条第1項各号に掲げる事項に関する情報）を表示した電子計算機の画面を印刷したもの等を貼付すること。（第8面）

7．発行者の他に行っている事業の種類

（記載上の注意）
日本標準産業分類基準表細分類により記載すること。

○内閣府令第四号

資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）及び資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、資金移動業者に関する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年三月一日　内閣総理大臣　鳩山由紀夫

資金移動業者に関する内閣府令

目次

第一章　総則（第一条―第十条）
第二章　業務（第十一条―第三十二条）
第三章　監督（第三十三条―第三十六条）
第四章　雑則（第三十七条―第四十二条）
附則

第一章　総則

（定義）

第一条　この府令において「資金移動業」、「資金移動業者」、「外国資金移動業者」、「認定資金決済事業者協会」、「信託会社等」又は「銀行等」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する資金移動業、資金移動業者、外国資金移動業者、認定資金決済事業者協会、信託会社等又は銀行等をいう。

（訳文の添付）

第二条　法（第三章に限る。次条において同じ。）、資金決済に関する法律施行令（以下「令」といい、第三章に限る。次条において同じ。）又はこの府令の規定により金融庁長官（令第二十九条第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）に金融庁長官の権限が委任されている場合にあっては、当該財務局長等。第十二条、第十九条第五号及び第二十条を除き、以下同じ。）に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。ただし、当該書類が定款であり、かつ、英語で記載されたものであるときは、その概要の訳文を付すことをもって足りるものとする。

（外国通貨の換算）

第三条　法、令又はこの府令の規定により金融庁長官に提出する書類中、外国通貨をもって金額を表示するものがあるときは、当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記しなければならない。

（登録の申請）

第四条　法第三十七条の登録を受けようとする者は、別紙様式第一号（外国資金移動業者にあっては、別紙様式第二号）により作成した法第三十八条第一項の登録申請書に、当該登録申請書の写し二通及び同条第二項の書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

（登録申請書のその他の記載事項）

第五条　法第三十八条第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　各営業日における未達債務の額（法第四十三条第二項に規定する未達債務の額をいう。以下同じ。）の算出時点及びその算出方法
二　資金移動業の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先
三　加入する認定資金決済事業者協会の名称

（登録申請書の添付書類）

第六条　法第三十八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。
一　別紙様式第三号により作成した法第四十条第一項各号に該当しないことを誓約する書面
二　取締役等（法第四十条第一項第十号に規定する取締役等をいう。以下同じ。）の住民票の抄本（当該取締役等が外国人である場合には、外国人登録証明書の写し又は外国人登録済証明書）又はこれに代わる書面
三　取締役等が法第四十条第一項第十号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（当該取締役等が外国人である場合には、別紙様式第四号により作成した誓約書）又はこれに代わる書面
四　別紙様式第五号又は第六号により作成した取締役等の履歴書又は沿革
五　別紙様式第七号により作成した株主の名簿並びに定款及び登記事項証明書又はこれに代わる書面
六　外国資金移動業者である場合にあっては、外国の法令の規定により当該外国において法第三十七条の登録と同種の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を受けて為替取引を業として営む者であることを証する書面
七　最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）又はこれらに代わる書面（登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあっては、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十五条第一項の規定により作成するその成立の日における貸借対照表又はこれに代わる書面）
八　会計監査人設置会社である場合にあっては、登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第三百九十六条第一項の規定による会計監査報告の内容を記載した書面
九　事業開始後三事業年度における資金移動業に係る収支の見込みを記載した書面
十　資金移動業に関する組織図（内部管理に関する業務を行う組織を含む。）
十一　資金移動業を管理する責任者の履歴書
十二　資金移動業に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。第三十二条において同じ。）
十三　資金移動業の利用者と為替取引を行う際に使用する契約書類
十四　資金移動業を第三者に委託する場合にあっては、当該委託に係る契約の契約書
十五　その他参考となる事項を記載した書面